

令和7年度 高森町事業者の温室効果ガス見える化・実践支援業務 実施要領

1、趣旨

高森町（以下、「町」という。）は、令和3年3月に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明した。2050年に二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指して、地球温暖化防止対策を進めている。本業務は、町内事業者（以下、「町内事業者」という。）を対象にして、温室効果ガスを見る化し、削減の実践を支援することで、脱炭素化を図る。

本実施要領は、上記の目的を果たすため、温室効果ガスの見える化と、削減の実践を支援するための業務を受託する事業者（以下、「受託事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定めるものである。

2、業務概要

1）業務名

令和7年度 事業者の温室効果ガス見える化・削減支援業務

2）業務場所

高森町内

3）業務期間

契約締結日から令和8年3月20日（金）まで

4）提案上限額

3,996,740 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3、参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、以下の全ての要件を満たす者とする。

- 1）企画提案書に基づく支援業務を円滑に遂行するための、安定的かつ健全な財政能力を有すること。
- 2）本事業と類似の業務履行実績を有すること。
- 3）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- 4）町との契約等において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当しないこと、及びその者を代理人、支配人、その他使用人として使用しないこと。ただし、その事実があった後3年を経過した者については、この限りでない。
- 5）破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続きの開始の申し立て、又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。ただし、更生手続きの開始決定又は更生計画の認可決定がなされている場合は、この限りではない。
- 6）国税、地方税を滞納していないこと。
- 7）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動へ関与が認められないこと。
- 8）町建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止要領の規定に基づく参加停止措置を受け

ている期間中にないこと。

4、提出書類

本プロポーザルへの参加は、次の資料を提出するものとする。紙書類の提出をもって受付とする。

1) 参加申込書（様式 1）

様式 1 に必要事項を記入し、提出する。

2) 事業者の概要（様式 2）

様式 2 に必要事項を記入し、提出する。

3) 参加資格に係る書類

以下の書類を添付すること。

①定款

②登記事項証明書（町競争入札参加資格名簿に登載されている場合は不要）

③貸借対照表及び損益計算書（直近のもの）

④納税証明書（国税・地方税等）

4) 企画提案書

別紙仕様書を参照して、次の事項に留意して作成すること。

①業務内容

仕様書「6、業務内容」について、次の点に留意して記載すること。

1) エネルギー使用状況の把握

町内事業者のエネルギー使用状況を把握するための方法・回数、支援内容や、温室効果ガス排出量の集計方法を記載すること。

2) 温室効果ガス排出量の削減に向けた提案

町内事業者のエネルギー使用状況を踏まえた温室効果ガスの排出削減につながる取り組みの提案方法や、過去に支援した事業所が、温室効果ガスの削減に取り組んだ実績（割合等）を記載すること。

3) 温室効果ガス排出削減の取り組みに対する支援

2) で提案する温室効果ガスの削減効果や投資回収に要する期間を試算する方法や、町内事業者が提案を実施するにあたり、課題整理や相談対応、活用可能な国の補助事業の紹介等の方法を記載すること。

4) 独自提案・その他

1) ～ 3) の他、本業務における成果の向上に資する取り組みとして提案する内容がある場合は記載すること。

②提案する企画案は、1 案のみとすること。

③書式は任意とする。A 4 版（A 3 版の折り曲げ可）とし、ページ番号を付すること。

④企画提案書には、仕様書「6、業務内容」の「1 ～ 4」の他、以下の内容を記載、又は添付すること。

ア 実施計画（スケジュール）

イ 業務実施体制

ウ 業務実績書（様式３）

⑤提案書の提出期限後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。

５）見積書

５、提出方法等

１）提出の形式・部数

①参加申込書（様式１）、事業者の概要（様式２）、参加資格に係る書類：各１部。

②企画提案書（６部。書類の他、書類の電子データを提出すること。）

２）提出方法

①持参の場合 平日８：３０～１７：１５の間。

②郵送の場合 書留による。

３）提出場所

高森町役場環境水道課環境係

〒399-3193 長野県下伊那郡高森町下市田2183-1

電話 0265-35-9409（内線5141）

E-mail kankyo@town.nagano-takamori.lg.jp

４）提出期限

令和７年５月14日（水）17時まで（必着）

６、質問の受付及び回答

本事業に関する質問は、質問書を提出するものとする。

１）質問受付

（１）提出書類 質問書（様式４）

（２）提出期限 令和７年４月30日（水）17時まで

（３）提出先・方法

高森町役場環境水道課環境係宛。質問は、E-mail による方法とする。

E-mail kankyo@town.nagano-takamori.lg.jp

２）回答

随時、E-mail にて回答する。提案者から受け付けた全ての質問と回答を町ホームページへ掲載する。

・最終回答日 令和７年５月７日（水）

７．企画提案のスケジュール

本プロポーザル実施に係るスケジュールは以下のとおり予定している。

①公告期間 令和７年４月16日（水）～同年５月14日（水）

②質問提出期限 令和７年４月30日（水）17時まで

③質問最終回答日 令和７年５月７日（水）

④提案書受付期限 令和７年５月14日（水）17時まで

- ⑤ プレゼンテーション・審査会 令和7年5月28日（水）（予定）
- ⑥ プロポーザル結果通知発送日 令和7年5月30日（金）（予定）

8. 審査

公募型プロポーザル方式により、契約候補者を選定する。

1) 審査

審査主体 選定は、「令和7年度 事業者の温室効果ガス見える化・削減支援事業委託に係る公募型プロポーザル選定審査委員会」（以下、審査会という。）にて行う。

2) 1次審査

書類審査を行う。提案者から提出された企画提案書を担当課において確認し、要件を満たしていることを判断する。要件を全て満たしていない場合は失格となる。

3) 2次審査

提案者は、審査会の日にプレゼンテーションを行い、審査委員がヒアリングする。

(1) 日時

令和7年5月28日（水）（予定）

(2) 会場

高森町役場（予定） ※日時及び会場の詳細は別途通知する。

(3) 発表方法

プレゼンテーションの具体的な内容、資料の様式、ディスプレイの画面構成等に指定はない。＜審査基準＞に基づいて審査することに留意すること。プレゼンテーション当日に、審査員への追加資料の配布は認めないものとする。

(4) 発表時間

1 提案者あたりプレゼンテーション20分、質疑10分（予定）。

(5) 審査方法

審査会において、提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、＜審査基準＞に基づいて採点・評価をする。最も得点が高い提案を行った者を契約候補者として選定する。

(6) 参加申込が1者であった場合

要件を全て満たした上で、審査会での審査を経て、評価点の合計が満点の6割以上である場合は、契約候補者として選定する。

(7) 審査項目

後段、＜審査基準＞に示す。

(8) 審査結果の通知

提案者に対し、電子メールを送信後、書面にて審査結果を通知する（令和7年5月30日（金）を予定）。契約候補者及び次点順位者は、町ホームページにおいて公表するものとする。なお、審査結果への異議申立て及び公開の依頼は一切受け付けない。

(9) 選定後

契約候補者として選定された者は、当町と契約内容等を協議の上、当町の決定により契約事業者として決定する。契約事業者は、町との間で本事業に係る協定又は契約

を締結する。なお、協定又は契約に関する協議が不調に終わった場合は、契約候補者としての選定を取り消すとともに、審査会において次点とされた者を契約候補者に繰り上げることとする。

9. 留意事項

書類の提出にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- ①提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- ②提出された企画提案書等は、返却しない。企画案の著作権は原則として各提案者に帰属する。ただし、採用した企画提案書等の著作権は町に帰属する。
- ③提案者は、町に対し、提案者が企画案を作成したこと並びに第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権をも侵害するものではないことを保証するものとする。
- ④本要領に定めのない事項又は疑義が生じた場合、提案者は質問書を提出し、町はそれに回答する。その際、回答内容について、本プロポーザル実施要領等の追加事項とする。
- ⑤全業務（付帯契約含む）を第三者へ委託することを禁止する。なお、業務の品質や生産性を向上させるために業務の一部を再委託する場合、書面にて本町の事前承認を得ること。
- ⑥当町から提供した資料等により得た情報は、他に流用、提供等をしてはならない。

10. 失格要件

プロポーザル参加申込書提出後に以下のいずれかに該当すると判明した場合は、評価をせず、又は契約候補者としての選定を取り消すものとする。

- ①参加資格を満たしていない、又は満たすことができなくなった場合。
- ②提出期限内に指定書類の提出がない場合、又は不備がある場合。
- ③提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- ④提出した企画提案書の内容が仕様書の水準を満たしていないことが明らかであると認められるとき。
- ⑤プレゼンテーションを欠席した場合（天災等による場合は除く）。
- ⑥本実施要領の定めに関し反した場合
- ⑦その他、審査会が不適切と判断したとき。

11. 問合せ先及び書類提出先（再掲）

高森町環境水道課環境係（担当：岩田）

〒399-3193 長野県下伊那郡高森町下市田2183-1

電話 0265-35-9409（内線5141）

E-mail kankyo@town.nagano-takamori.lg.jp

＜審査基準＞

基準評価点における各項目の配点は 10 点とし、項目ごとに 5 段階で評価する。なお、配点は次のとおりとする。

段階	提案の評価	配点
A	非常に優れた提案	10 点
B	優れた提案	8 点
C	標準的な提案	6 点
D	やや低い水準の提案	4 点
E	低い水準の提案	2 点

評価項目	評価の視点
1. 支援の方法、温室効果ガスの把握（10 点）	町内事業者がエネルギー使用量の把握に取り組みやすいか（支援の回数・方法等）。 エネルギー使用状況・エネルギー種別ごとの温室効果ガス排出量は分かりやすく数値化されるか。
2. 温室効果ガス排出量の削減、支援（10 点）	町内事業者のエネルギー使用状況を踏まえた業務の改善・機器更新や設備投資、再生可能エネルギーの導入等により、効果的な温室効果ガスの排出削減につながる取り組みが提案されるか。 提案する設備投資等により見込まれる光熱費や温室効果ガスの削減効果と、投資回収に要する期間を試算して、分かりやすく示されているか。 町内事業者が提案内容を実施するにあたっての課題整理や、支援対象事業者からの相談対応、活用可能な国の補助事業の紹介等が期待できるか。 過去に支援した事業所が、温室効果ガスの削減に取り組んだ実績。
3. 業務実績（10 点）	本業務又は類似業務について、これまで自治体や民間企業での実績があるか。また、その実績を本業務に活用することが期待できるか。
4. 費用（10 点）	上限額を超えていないこと。提案内容に対し、経費の積算は妥当であるか。
5. 独自提案（10 点）	他社には無い「強み」や特色を評価する。